



保険料(掛金)率の改定等

## 令和8年4月以降の保険料(掛金)率についてお知らせします

保険料(掛金)率は右表のとおりとなります。

令和8年4月より、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が創設され、費用の一部を掛金として徴収することとなります。

令和8年度 保険料(掛金)率(予定)

区分		標準報酬月額・標準期末手当等
短期	短期	46.6/1,000
	福祉	1.41/1,000
	計	48.01/1,000
介護		7.88/1,000
子ども・子育て支援		1.15/1,000
厚生年金		91.5/1,000
退職等年金		7.5/1,000

NEW

- 後期高齢者医療制度の被保険者とされる75歳以上等の組合員 短期掛金 3.53/1,000 福祉掛金 1.41/1,000
- 任意継続組合員 短期掛金 93.2/1,000 介護掛金 15.76/1,000 子ども・子育て支援掛金 2.3/1,000

問合せ先

福利厚生課経理担当



03-5320-6822